

(別紙その1)

印西市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、印西市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を千葉県印西市中央南一丁目4番地3に置く。

(目的)

第3条 センターは、印西市の区域内において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者を会員として登録し、会員間の相互による育児の援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) センターの会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員組織に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 入会希望者及び会員が援助活動に必要な知識を習得するために行う研修会等の開催に関すること。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 会報等の発行その他の広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げる業務のほかセンターの目的の達成に必要なこと。

(代表者)

第5条 センターに代表者を置く。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー)

第6条 第4条各号に規定する事業の円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録に関すること。
- (3) 会員の統括に関すること。
- (4) 会員の援助活動の調整に関すること。
- (5) 会員に対する研修会の実施並びに会員の交流会の開催に関すること。
- (6) 援助活動に係る相談に関すること。
- (7) サブリーダーの選任及び育成指導に関すること。
- (8) 他のセンターとの連絡調整に関すること。
- (9) 会員間のトラブルへの助言に関すること。
- (10) センターの経理事務等の業務運営に関すること。

3 アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めたときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、会員グループごとにその世話役としてサブリーダーを選任し、当該サブリーダーに当該会員グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。

（会員）

第7条 会員は、センターの趣旨を理解し、かつ、次の各号の要件を満たす者であって、援助活動を行いたい者（以下「提供会員」という。）又は援助活動を受けたい者（以下「利用会員」という。）としてセンターの承認を受けた者とする。

- (1) 市内に住所を有していること（利用会員にあっては、印西市内に勤務する者を含む。）。
- (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 提供会員にあっては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) 利用会員にあっては、生後6か月から小学校6年生までの子ども（以下「児童」という。）を有し、同居している者であること。

2 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

（会員の心得）

第8条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助活動により知り得た他人の家族の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らさないこと。退会後においても、同様とする。
- (3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

（入会等）

第9条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記第1号様式）を提出するとともにセンターの実施する研修等を受講しなければならない。

2 センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し、印西市ファミリー・サポート・センター会員証（別記第2号様式）を発行する。

3 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、会員登録変更届（別記第3号様式）をセンターに届け出なければならない。

（補償保険）

第10条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。

3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

（損害の賠償）

第11条 会員は、故意又は過失によりセンターに損害を与えたときは、その損害を賠

償しなければならない。

（会員登録抹消）

第 12 条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えたとき。
- (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (4) その他会員としてふさわしくない非行があった場合。

2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、速やかにその理由を明示した会員登録抹消通知書（別記第 4 号様式）により通知しなければならない。

（退会）

第 13 条 会員は、退会しようとするときは、退会届（別記第 5 号様式）をセンターに提出しなければならない。

2 会員は、退会にあたり、印西市ファミリー・サポート・センター会員証その他センターが指定する書類等をセンターに返還しなければならない。

（援助活動の内容）

第 14 条 提供会員による援助活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校及び学童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで児童を預かること。
- (2) 保育施設等の終了時間後、児童を預かること。
- (3) 保育施設等と援助活動を行う場所まで児童の送迎を行うこと。
- (4) 保育施設等の休日その他の事由がある場合、臨時的に児童を預かること。
- (5) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること。
- (6) 買い物等の外出の際、児童を預かること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事及び育児の両立のために必要な援助を行うこと。

2 提供会員は、前項の援助活動を提供会員の家庭において行うものとする。ただし、利用会員及び提供会員の双方承認している場合は、利用会員の家庭等において行うことができる。

3 児童の宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

（援助時間）

第 15 条 提供会員による援助活動の時間（以下「援助時間」という。）は、午前 6 時から午後 10 時までの時間帯において育児の援助が必要な時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、当該時間帯によらないことができる。

2 援助時間は、1 回につき最低 1 時間とし、以後 30 分を単位とするものとする。

（援助活動の実施方法）

第 16 条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又はサブリーダー（以下「アドバイザー等」という。）に対し、その申し込みをするものとする。

2 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の 1 か月前から 1 週間

前までの間に行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- 3 アドバイザー等は、前項の規定により会員から援助活動の申込みを受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、提供会員との調整を行うものとする。
- 4 アドバイザー等は、前項の規定により援助活動の調整を行ったときは、援助依頼受付票（別記第6号様式）にその内容を記録するものとする。
- 5 アドバイザー等は、原則として援助活動開始前に利用会員及び提供会員との事前打合せを行ない、援助活動の内容について充分協議するものとする。
- 6 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の報告書（別記第7号様式）に援助活動の内容を記載し、利用会員の確認を受けなければならない。
- 7 提供会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を必要に応じてサブリーダーを経由して、翌月の5日までにアドバイザーに提出しなければならない。

（報酬等）

第17条 利用会員は、提供会員に対し、別に定める基準に従って報酬及び実費を支払うものとする。

（連絡調整会議）

第18条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

- 2 連絡調整会議は、アドバイザー及びサブリーダーをもって構成し、援助活動状況の報告、情報交換等を行う。

（交流会）

第19条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うために交流会を開催するものとする。

（研修会等）

第20条 センターは、会員の援助活動に必要な知識及び技術の向上を図るため研修会、講習会等を開催するものとする。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。